

原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）について [概要]

[グランドデザインの位置づけ]

1. 福島県・関係市町村からの要請を踏まえ、概ね10年後に向けた避難地域の復興に対する国の取組姿勢を示すもの。
2. グランドデザインの中で示す復興の姿などは、今後、自治体との対話や議論を深めるための素案として示すもの。

福島復興再生特別措置法
福島県全域を対象

福島復興再生基本方針
【閣議決定】

産業復興再生計画
県全域を対象
【県が作成】
重点推進計画

避難解除等区域復興再生計画
解除された区域を主に対象

基本的な考え方を反映

グランドデザイン

施策の展開を加速

原子力発電所の事故による避難地域を対象

[グランドデザインの概要]

I 国の基本姿勢

1. 国は、原子力政策を推進してきた社会的責任を踏まえ、被災者の方々に十分寄り添った取組を責任を持って加速する。
2. 国は、被災者が一日も早く将来の生活設計が描けるよう、①生活環境の回復、②居住環境及び就労の確保、③地域の経済とコミュニティの再生に取り組む。
3. 国は、被災者の方々が誇りと自信を持てるふるさとを取り戻し、安全に安心して生活が再建できるよう、最後まで前面に立って取組を実行する。

II 目指すべき復興の姿

震災以前の双葉郡の状況

- ① 地域の人口は、震災以前においても減少傾向（2020年は2010年比▲8.9%）。内陸部では高齢化も進展。
- ② 電力関連産業に大きく依存した経済構造（就業者約3.5万人中、約1万人が東電・その他関連産業等。域内総生産の6割超を占める）。
- ③ 放射線量の高い4町（大熊、双葉、浪江、富岡）が、双葉郡の人口の76%、総生産の67%を占める。

目指すべき復興の姿

短期的な姿（2年後）

- ① 避難指示解除区域を復興の前線拠点とし、解除が見込まれる区域の復旧に繋ぐ。
- ② 避難指示解除準備区域等の環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復を早期に構築。
- ③ 住民が生活の再建に取り組める環境を構築。

中期的な姿（5年後）

- ① 避難指示解除区域が拡大し、隣接地域と一体的に地域全体の復興を加速化。
- ② 産業振興・営農支援等を全面的に進め、生活圏とコミュニティを形成。

長期的な姿（10年後以降）

- ① 将来も健康で安心して定住できる魅力ある地域を形成し、地域や人のつながりを大切にしたい地域社会の形成を目指す。
- ② 新たな産業、研究・教育機能の集積を図り、原発事故で失われた雇用規模の回復に取り組む。

III 実施すべき取組

上記「復興の姿」を実現するため、国は、①生活環境の再生と社会資本の再構築、②地域を支える産業の再生と雇用の創出、③避難の状況に応じた生活の再建、④放射線対策の強化、のための取組の指針を示し、具体的な取組を一体的に進める。

グランドデザインの構成案

I 国の基本姿勢

II 目指すべき復興の姿

1. 震災以前及び現在の避難地域の状況
2. 想定される雇用の見通し
3. 避難地域の目指すべき復興の姿

III 実施すべき取組

1. 生活環境の再生、社会資本の再構築
2. 地域を支える産業の再生、雇用の創出
3. 避難の状況に応じた生活の再建
4. 放射線対策の強化

I 国の基本姿勢

1. 国は、原子力政策を推進してきた社会的責任を踏まえ、被災者の方々に十分寄り添った取組を責任を持って加速する。
2. 国は、被災者が一日も早く将来の生活設計が描けるよう、下記の3つの取組を関係者と一体となって着実に取り組む。
 - ① 地域の生活環境の回復
汚染土壌等の除染等の措置について必要な措置を迅速・確実に進め、公共サービスの提供や公共インフラの復旧を推進し、安全・安心な生活環境を整備。
 - ② 帰還する被災者及び長期避難者の生活再建の支援
帰還する被災者及び長期に避難を余儀なくされる被災者の双方に対し、安定的な居住環境や就労を確保。
 - ③ 地域の経済とコミュニティの再生
原発事故により喪失した就労の確保や、新たな産業、研究・教育機能の集積による雇用の創出による避難地域等の経済基盤の再生。分断された地域のコミュニティの再生。
3. 国は、被災者の方々が誇りと自信を持てるふるさとを取り戻し、安全に安心して生活が再建できるよう、最後まで前面に立って取組を実行する。

II 目指すべき復興の姿

震災以前の双葉郡の状況

- ① 地域の人口は、震災以前においても減少傾向（2020年は2010年比▲8.9%）。内陸部では高齢化も進展。
 - ② 電力関連産業に大きく依存した経済構造（就業者約3.5万人中、約1万人が東電及びその他関連産業等。域内総生産の6割超を占める）。
 - ③ 放射線量の高い4町（大熊、双葉、浪江、富岡）が、双葉郡の人口の76%、総生産の67%を占める。
- ⇒このような厳しい現状を踏まえた対策を講じる必要。

目指すべき復興の姿

- 長期を見通すに当たっての検討課題への対応状況によっては見直すことが必要。
- 自治体との対話を通じて、より具体的な将来像を共有。

短期的な姿（2年後）

- ① 避難指示解除区域を復興の前線拠点とし、解除が見込まれる区域の復旧に繋ぐ。
- ② 避難指示解除準備区域等の除染等による環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復を早期に構築。
- ③ 住民が生活の再建に本格的に取り組める環境を構築。

中期的な姿（5年後）

- ① 避難指示解除区域の拡大とあわせ、広域交通インフラの復旧を進め、隣接地域と一体となった厚みのある復興を加速化。
- ② 産業振興・営農支援等を全面的に進め、安定した生活圏とコミュニティを形成。

長期的な姿（10年後以降）

- ① 住民の方々が将来も健康で安心して定住する魅力ある地域を形成し、地域や人のつながりを大切にした地域社会の形成を目指す。
- ② 新たな産業、研究・教育機能の集積を図り、原発事故で失われた雇用規模の回復に取り組む。

Ⅲ 実施すべき取組

○復興の姿の実現のため一体的に取り組む主要事項

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 生活環境の再生、社会資本の再構築 | <ul style="list-style-type: none"> ①医療、教育などの<u>公共サービスの提供体制を確保</u>。 ②上下水道、道路など基幹となる<u>公共インフラ等を復旧</u>。 ③住民が地域の絆を感じ、将来の生活設計を描ける<u>質の高い生活環境を整備</u>。 |
| 2. 地域を支える産業の再生、雇用の創出 | <ul style="list-style-type: none"> ①<u>産業の再生、安定的な操業を確保し、生活再建の基盤となる雇用を確保</u>。 ②安定的に<u>農林水産業が再開できる環境を整備</u>。 |
| 3. 避難の状況に応じた生活の再建 | <ul style="list-style-type: none"> ①被災者が帰還先又は避難先で<u>安定的に居住するための生活拠点等を確保・整備</u>。 ②被災者に就労の機会を提供。公正かつ適正な賠償を促進し、<u>具体的な賠償金の確実な支給を確保</u>。 |
| 4. 放射線対策の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ①除染等の取組 ②きめ細かな<u>モニタリングの実施</u> ③健康管理・健康不安対策の着実な取組 |

＜グランドデザインを受けた分野別取組＞

インフラ復旧工程表（復興庁）

- ・解除が見込まれる区域などから、公共インフラの復旧工程を「見える化」し、工程管理を実施。

産業振興・雇用促進プラン

（復興庁、厚労省、経産省）

- ・企業の帰還や新規投資の促進、雇用拡大・就労支援等のための施策や取組状況等についてまとめる。

農林水産業再生プラン

（復興庁、農水省、環境省）

- ・農林水産業の再生のための道筋として、営農等の再開に向けた手順や具体的な取組、事業支援メニュー等についてまとめる。

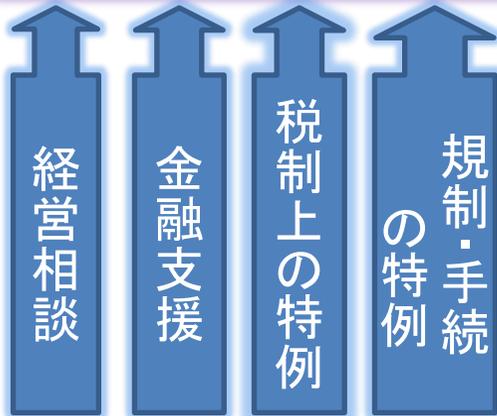
住民意向調査（復興庁）

- ・避難地域の住民の方々が希望する居住地・形態・生活拠点に求める機能などを把握するために実施。

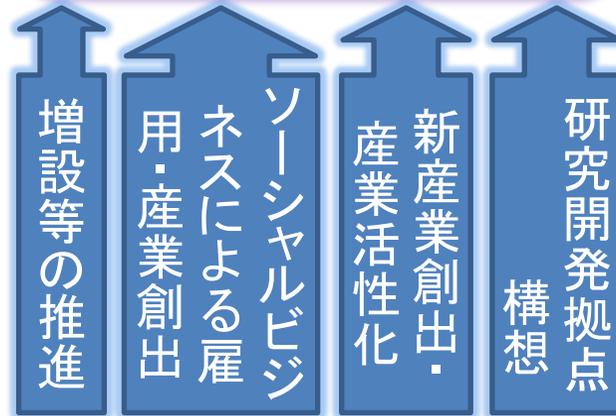
避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）に即して、産業振興・雇用促進を強力に進めるための当面のプラン

具体的な対策

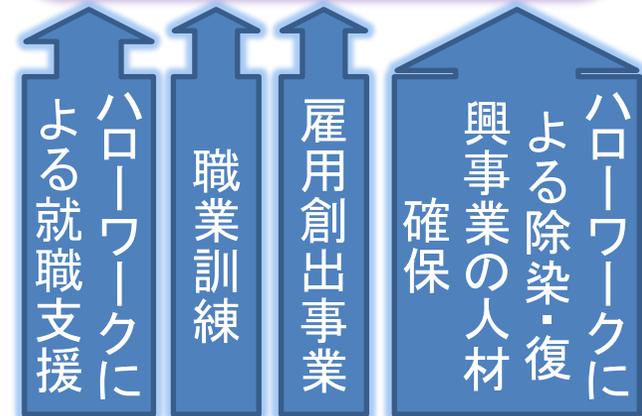
企業の帰還に向けた取組



新規投資の促進等



雇用拡大・就労支援



個別企業のニーズ等に対応、施策の活用促進に向け、きめ細かいフォローアップ体制を構築

住民

企業

地元経済団体

地元自治体

緊密な連携・協力体制の構築

国（復興庁、厚生労働省、経済産業省 ほか）

避難地域における農林水産業の再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニュー等を提示するもの

営農の再開に向けた取組

○農用地等の除染

- ・国及び市町村が策定する除染実施計画に従って実施。

○農地・農業用施設等の復旧

- ・基幹的水利施設の災害復旧事業を迅速に進めるとともに、県・市町村による農業用施設及び農地の災害復旧事業が進むよう支援。

○農業生産基盤整備の推進

- ・農業の復興及び再生のための生産基盤整備を推進。
- ・農道や集落道についても一体的に整備。

○農業に係る環境モニタリング等

- ・農地土壌、農業用水等のモニタリングの継続的な実施、情報発信により国民の理解を得る。

○地域の農業再生に向けた計画づくり

- ・避難指示解除後の農業の再生に向けて、市町村、JA、生産者等の関係者により、地域の今後の農業のあり方について検討。

○営農再開に向けた条件整備

- ・営農再開に向けた地域の取組推進
- ・農業系廃棄物の処分
- ・生産者等による施設、機械等の補修・整備
- ・試験栽培の実施
- ・施設、機械等の整備等に対する支援

○食品の検査の実施と情報の提供

○風評被害対策

林業・木材産業再生に向けた取組の推進

- ・現地の状況を勘案し、県や市町村等による路網整備、森林所有者による森林整備を推進。
- ・木質バイオマス発電施設等の整備に対する支援を実施。

漁業の再開に向けた検討

- ・放射性物質の値が低い一部の魚種から、水産物の安全・安心を確保しつつ漁業再開が可能な検討。

区域外での事業再開等

- ・被災地から他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、受入情報の提供等営農の再開に向けた支援を実施。